公益社団法人才能教育研究会　役員報酬規程

（目的）

第１条　この規程は、公益社団法人才能教育研究会（以下「本会」という。）の定款第 31　条第１項及び第２項の規定に基づき、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成 18 年法律第 48 号)及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成 18 年法律第 49 号)の規定に照らし、本会の役員の報酬等の支給基準及びその妥当性と透明性の確保を図ることを目的として制定する。

（定義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　役員とは、理事及び監事をいう。

(2)　常勤役員とは本会を主な勤務先とする者をいう。

(3)　非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。

(4)　報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第 13 号において規定する報酬、その他の職務遂行上の対価として受け取る財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

(5)　費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。)、通勤手当等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第３条　定款第 31 条第１項の定めのとおり､役員は原則無報酬とするが､理事長､業務執行理事、会長、監事を除く役員には理事会、社員総会等の会議出席、および本会主催事業出席の都度、定額の報酬を支給することができる。

２　役員には、理事会への出席等の職務遂行の都度、職務に要した費用を支給する。

３　定款第 24 条第２項に定める理事長（代表理事)・業務執行理事、会長には定款第 26 条に定めるそれぞれの職務遂行の対価として報酬を支給することができる。また監事には定款 第 27 条に定める職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

４　役員は本人の希望で報酬を辞退することができる。

（報酬等の額の決定）

第４条　理事会等の会議出席、および本会主催事業出席の都度、理事長、業務執行理事、会長、監事を除く役員に支給する定額の報酬は、別表１に定める基準額の範囲内の額とする。

また、役員のうち理事長、業務執行理事、会長に対する報酬の額は、それぞれの役員の職務、資格、常勤・非常勤の別等を勘案して、別表２に定める１会計年度の総額の範囲内で報酬を支給する。

２　監事については別表３に定める１会計年度の総額の範囲内で報酬を支給する。各々の監事に対する報酬の額は、監事の協議により決定する。

３　代表理事及び業務執行理事、会長が非常勤である場合の報酬は、勤務場所は問わず週 1 日以上本会業務に従事した場合のみ別表 4 の役員俸給表を基準に、維持会員の会員数、新規入会者数等の状況を考慮し、理事会の議決を経て、理事長が決めるものとする。

4　常勤役員である理事長及び業務執行理事、会長の報酬月額は、別表 5 の役員俸給表を基準に、維持会員の会員数、新規入会者数等の状況を考慮し、理事会の議決を経て、理事長が決めるものとする。

（報酬等の支給方法）

第 5 条　理事及び監事の報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額があった場合には、その理事に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支給するものとする。

（公表）

第 6 条　本会は、この規程をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改正）

第 7 条　この規程の改正は、総会の議決により行うものとする。

（補則）

第 8 条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

別表 1　理事長、業務執行理事、会長、監事を除く役員に支給する報酬の基準額

役職	基準額	備考
理　事	（1）15,000 円 （2）　5,000 円	(1)会議出席の都度支給する 1 人 1 回あたりの定額 (2)主催事業出席の都度支給する 1 人 1 回あたりの定額

別表 2　理事長、業務執行理事、会長に支給する報酬の総額

役職	1 会計年度の総額	備考
理事長、業務執行理事、会長	20,000,000 円	定款第 26 条に定める理事長 1 名、業務執行理事 2 名から 6 名、会長 1 名の職務の対価としての総額

別表 3（監事に支給する報酬の総額）

役職	1 会計年度の総額	備考
監　事	2,000,000 円	定款第 27 条に定める監事 2 名の職務の対価としての総額

別表４　理事長、業務執行理事、会長（非常勤）に支給する俸給の月額

号俸	月額
1	40,000
2	60,000
3	80,000
4	100,000
5	120,000
6	140,000
7	160,000
8	180,000
9	200,000
10	220,000
11	240,000
12	260,000
13	280,000
14	300,000
15	320,000
16	340,000
17	360,000
18	380,000
19	400,000
20	420,000

別表５　理事長、業務執行理事、会長（常勤）に支給する俸給の月額

号俸	月額
1	200,000
2	240,000
3	280,000
4	320,000
5	360,000
6	400,000
7	440,000
8	480,000
9	520,000
10	560,000
11	600,000
12	640,000
13	680,000
14	720,000
15	760,000
16	800,000
17	840,000
18	880,000
19	920,000
20	960,000

（理事会申し合わせ事項）

別表１に定める「会議出席の都度支給する１人 1 回あたりの定額」についてオンライン参加した場合の報酬額を下記のとおりとする。

7,500 円／3 時間までのオンライン会議

なお、オンライン参加でも 3 時間を超える際は 15,000 円／日とする。

また同一日内に 3 時間までのオンライン会議を複数回行った場合も 15,000 円を上限とする。

附則

この規程は、公益社団法人の設立の登記の日から施行する。

令和１年８月 19 日　第３条、第４条および別表１変更

令和３年８月 23 日　申し合わせ事項追記

令和４年８月 22 日　第４条一部変更

令和６年８月 21 日　一部改定